

豊島区の財政状況

「昭和52年度予算の概要」と「昭和51年度予算の執行状況」

豊島区公告第15号

昭和52年6月30日発行

発行 東京都豊島区
編集 企画部広報課
豊島区東池袋1-18-1
〒170 ☎ (981) 1111

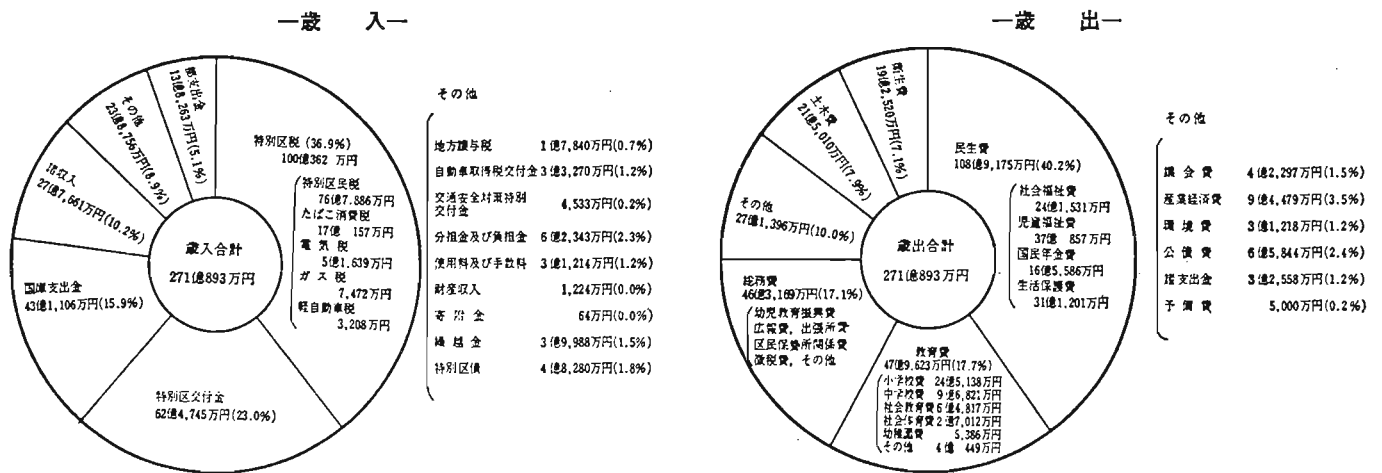
このお知らせは

区の行財政の民主的運営を図るため、区民の皆様に区の財政状況を公表するものです。今回は、昭和52年度予算の概要と昭和51年度予算の3月31日現在における執行状況をお知らせいたします。

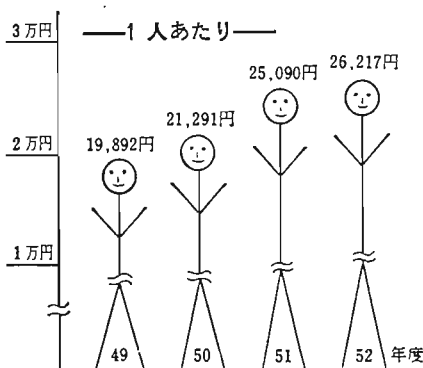
昭和52年度予算の概要

○一般会計

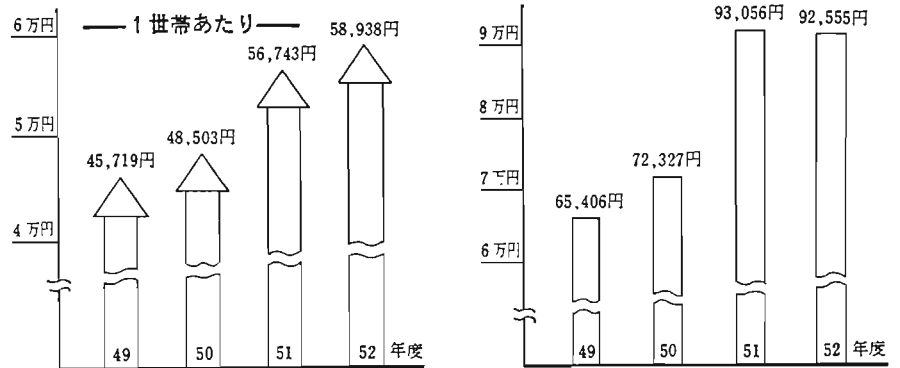
◆予算の規模および目的別分類



◆区民税の負担状況



◆1人あたりの予算額



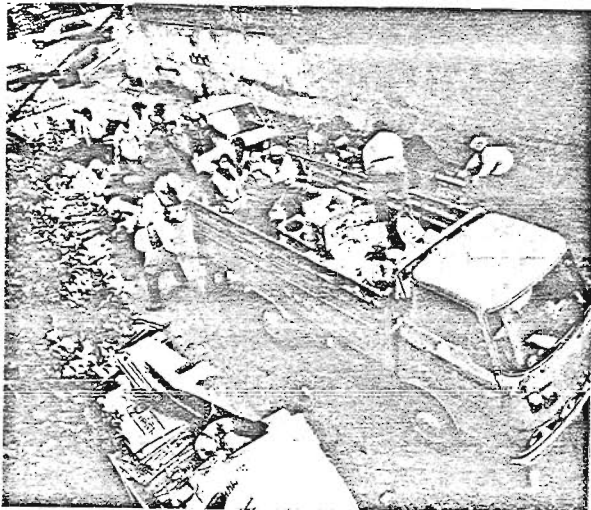
◆おもな事業費の概要

(総務費)		区民保養所の運営 (豊島荘・秀山荘・高麗清流園)	4,301万円
幼児教育振興	1億4,577万円	住宅修築資金融資あっ旋	75万円
広報発行 (毎月2回発行)	3,633万円	(民生費)	
豊島区史編さん刊行	1,753万円	生業資金・応急小口資金・婦人福祉資金の貸付	1億1,256万円
振興会館改修工事	2億421万円	高額療養費資金貸付	1,441万円
住民票改製	9,068万円	千川こどもの家・さくらの家の運営	1,976万円

老人福祉対策（老人医療費、敬老対策等）	13億4,182万円
身体障害者（児）福祉タクシー事業	137万円
老人福祉センター（1か所）ことぶきの家（4か所）の運営	7,141万円
保育園運営（28園）	3億8,635万円
児童館（9館）児童育成室（12室）の運営	6,395万円
保育園建設（2園）	2億5,961万円
生活保護費	27億276万円
〔衛生費〕	
臨床検査センター建設	6,800万円
長崎保健所改築（2年次分）	2億5,502万円
寝たきり老人訪問看護	216万円
成人病対策（子宮がん検診等）	4,751万円
結核患者医療費	3億1,084万円
〔産業経済費〕	
生鮮食品安売りデー実施	333万円
不用生活用品情報提供事業	155万円
商工業融資事業	7億9,003万円
勤労青少年センターの運営	1,101万円
〔環境費〕	
ゴミ減量運動関係	1,951万円

その他防災対策	4,625万円
〔土木費〕	
道路台帳整備、公共用地境界確定	3,023万円
道路修繕、道路改良	5億8,012万円
橋梁施設調査	4,150万円
公園・児童遊園管理（101か所）	8,932万円
公園・児童遊園新設（公園1, 児童遊園1）	5,609万円
建築指導行政、違反建築物取締	254万円
〔教育費〕	
小学校運営費（29校）	9億6,910万円
中学校運営費（13校）	5億2,268万円
幼稚園運営費（3園）	5,268万円
学校プール建設（1校）	6,615万円
青年館の運営（1館）	1,112万円
猪苗代青少年センターの運営（1か所）	1,298万円
社会教育会館の運営（2館）	4,812万円
図書館の運営（3館）	7,724万円
体育館（2館）、体育場（2か所）、区民プール（1か所）の運営	1億606万円

（人件費は含まれていません。）



身近かな資源を生かしましょう

公害対策	1,930万円
消防水利建設（5か所）	2,350万円

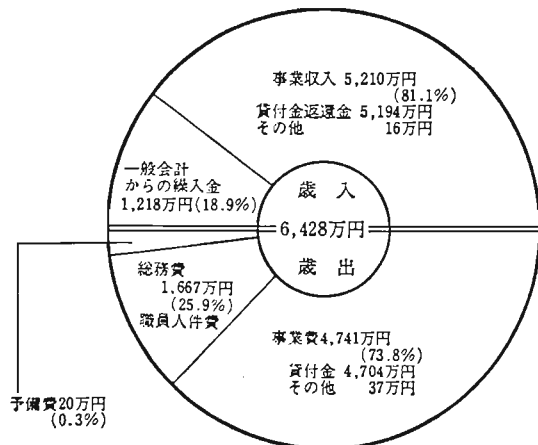
◆特別区債の状況

体育館建設事業、公園用地買収事業、校舎改築事業などの財源にあてるため次のとおり特別区債を発行しております

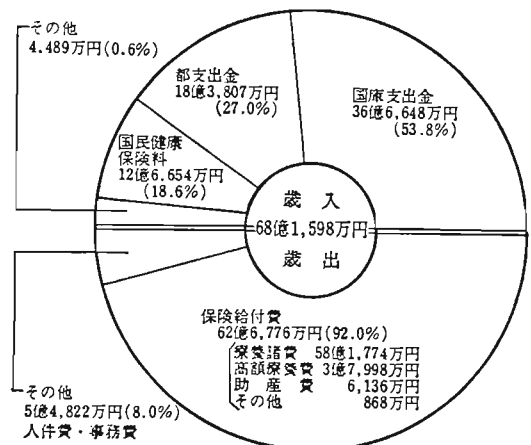
発行目的	件数	昭和51年度末現在高	借入先
体育館建設事業	4	1億3,902万円	政府
公園用地買収事業	4	6億9,600万円	銀行
校舎建設事業	4	1億6,267万円	政府、銀行
学校用地買収事業	6	13億1,955万円	銀行
防災関連施設整備事業	2	6,200万円	東京都
老人福祉センター建設事業	1	1,346万円	政府
保育所建設事業	4	3億3,450万円	政府、銀行
さくらの家改築事業	1	1億750万円	政府
社会福祉施設建設用地買収事業	3	11億1,300万円	銀行
道路改良事業	1	6,180万円	銀行
社会教育施設建設事業	1	8,000万円	銀行
教育施設建設用地買収事業	1	10億8,400万円	銀行
合計	32	51億7,350万円	

○特別会計

◇公益質屋事業会計



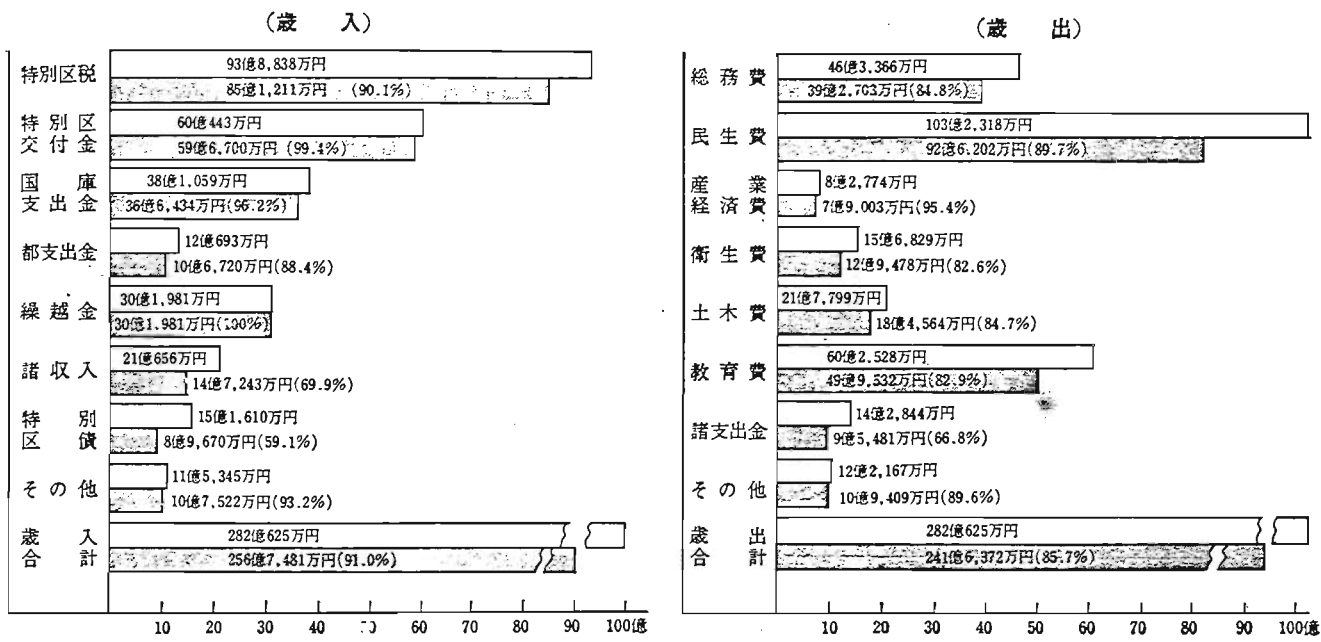
◇国民健康保険事業会計



昭和51年度予算の執行状況

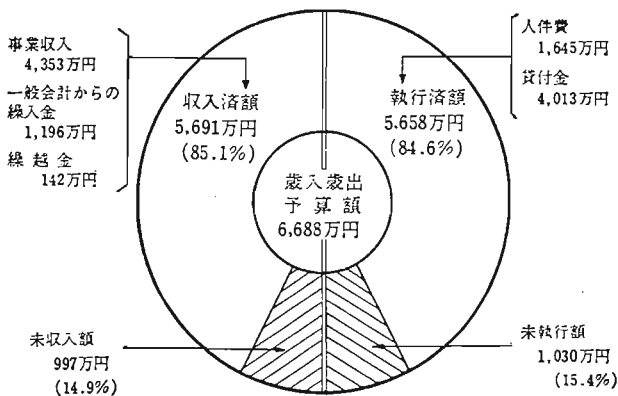
○収入・支出の状況 (52年3月末現在 上段：予算額 下段：執行額 ()内は執行率)

◇一般会計



(昭和51年度の財政運営は、収支の均衡がとれ、銀行等からの一時借入金はありません。)

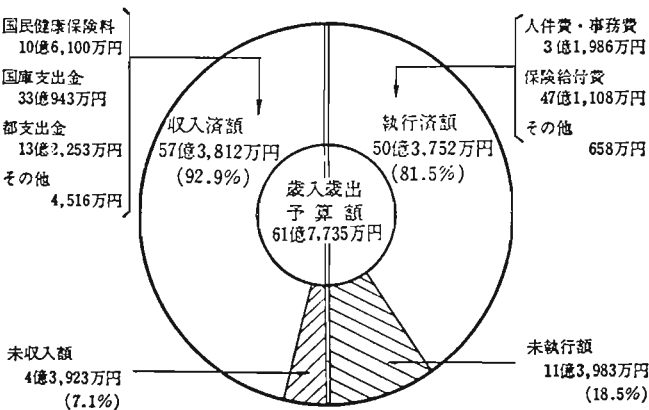
◇公益質屋事業会計



6月1日オープンした「さくらの家」

(この施設は、国民年金積立金の還元融資(1億750万円)を受けて建設されています。)

◇国民健康保険事業会計



◇財政調整基金の設置

年度間の財源の調整を行うことにより財政の健全な運営を図るため、昨年第4回定例区議会において財政調整基金条例を制定し、本年3月5億円を基金に積立てました。この基金は次のような場合に限り、全部または一部を処分することができる仕組みになっています。

- 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- 災害により生じた経費の財源、または災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- 緊急に実施することが必要となった大規模な土木、その他の建設事業の経費、または必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

都区財政調整制度のあらまし

都と特別区、および特別区相互間の財政を調整する制度です。

都区財政調整には、都区間の財源配分と特別区相互間の財源調整という2つの機能があります。

都区間の財源配分は、23区内において、都と特別区とが「市の事務」を分担して処理しているため、都と区の事務配分に応じて、財源を割り振ろうとするものですが、一面では特別区に対する一種の財源保障の役割も果しています。

特別区相互間の財源調整は、特別区の歳入面での財源の偏在に対して特別区間の行政水準の均衡をはかるため、都が財源調整の役割を果そうというものです。

▶都区財政調整のしくみ

(1) 都区財政調整の要点

各特別区が事務を行うのに必要な経費（これを「基準財政需要額」といいます。）と、収入見込額（これを「基準財政収入額」といいます。）とを都が算定します。その結果、下表のように基準財政需要額が、基準財政収入額を超える特別区に対しては、財政調整交付金を交付します。その逆の場合は、超過分を、財政調整納付金として、特別区から都に納付します。

- ① 交付金を交付することとなる場合
- ② 納付金を納付することとなる場合

基準財政需要額		納付金	基準財政需要額
交付金	基準財政収入額	基準財政収入額	

(2) 交付金の基本額

市町村税のうち都税として徴収される

- 固定資産税
- 市町村民税法人分
- 特別土地保有税

の収入見込額の一定割合（これを「調整率」といい、調整率は条例で定めることになっています。52年度は44%です。）と、(1)で述べた「納付金」の合算額が交付金の基本財源となります。

この合算額を「交付金の基本額」といいます。

このように、財源を確保することによって、特別区の財政の安定をはかっています。

(3) 交付金の種類

交付金には、普通交付金と特別交付金があります。

普通交付金は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区に交付されます。

特別交付金は、普通交付金の額の算定後に災害等のため新たに生じた特別の需要の財源として交付されるもので、交付金の基本額（ただし、納付金分は除く。）の2%相当額がこれにあてられることになっています。

(4) 算定方法

基準財政需要額の算定は、地方交付税の算定方法に準じた方法で行われます。

また、特別区税と自動車取得税交付金の収入見込額の85%、および地方道路譲与税と自動車重量税と収入見込額とを合算した額が基準財政収入額となります。

なお、区税収入等の15%が特別区の自主財源とされているほか、区税収入等の10%にあたる額が各特別区の特種な行政需要等のための経費としてあてられ、自主財源に準じた取扱いがなされています。

(5) 地方交付税との関連

都区財政調整制度は、都と特別区の特種な関係を反映しており、地方交付税

制度にはみられない特色がいくつかあります。その大きなものとしては、納付金制度、全額補てん主義、年度間調整などがあげられます。

① 納付金制度

納付金制度については、都区財政調整の要点のところでも簡単に説明しましたが、地方交付税制度では超過収入額はそのままその地方団体の自主財源となるのに比べて、財源調整の機能が徹底されています。



② 全額補てん主義と年度間調整

普通交付金の基本額が、各特別区に交付しなくてはならない普通交付金の合算額に満たない場合には、その不足額を都の一般会計から借り入れて全額補てんすることになっています。また逆に、超過額が生じる場合には、前年度までの借入金の償還にあてるか、あるいは翌年度の普通交付金の基本額に加算することになっています。

これは、その年度単位であん分交付方式を採用している地方交付税制度に比べ、財源保障機能をより徹底したものといえます。

▶都区財政調整制度の改善合理化

昭和50年に行われた特別区制度の改正のとき、都区財政調整制度も、特別区の財政自主権強化の方向で改正が行われました。それは一件算定方式の廃止と自主財源の充実に端的にあらわれています。

(1) 一件算定方式の廃止

従来、基準財政需要額の算定にあたっては、建設事業費など、投資的経費については、事業ごとに所要経費を算定する「一件算定方式」をとっていましたが、地方交付税の算定方式に準じた単位費用方式による算定に変わりました。

ただし、学校など義務教育施設整備については、その事業の性質上、単位費用方式で行うことが適当でないため、一件算定方式に準じた方式がとられることとなっています。

(2) 自主財源の充実

従来、特別区の自主財源については、特別区税等の10%とされていたものが15%に引き上げられました。さらに、算定方式のところでもふれましたように、基準財政需要額の算定のとき、特別区税等の10%分が特殊な行政需要等のための経費とされますので、特別区の自主財源は特別区税等の25%分となります。

地方交付税の場合、市町村の自主財源率は25%ですから、特別区も市町村と同じ自己財源率が確保されることとなったわけです。

昭和48年秋の石油ショックを契機に、我が国の経済は大幅に変調し、この影響を受けて地方財政は危機に直面しています。

この危機の原因は、①国庫支出金、地方債の許可制度などにみられるような、憲法の理念に沿った地方自治をゆがめる国の支配的関与によるもの、②都区財政調整における法人住民税が景気の変動の影響を受け易い法人の所得を課税標準にしていること、③内部的には行政機構が膨大化しているにもかかわらず、なおかつ現実の多様化する行政需要に十分対応できる組織になっていないことなどがあげられます。

このような状況を是正するため、23特別区長会及び議会は国、都に対して超過負担の解消を求めるなど各種の働きかけを行っていますが、きわだった改善はまだみられていません。また一方、区の内部努力としましては、現在、「組織・定数等検討委員会」を設置し、効率的、合理的な組織・定数等の改善を鋭意検討しています。

住民の皆様方におかれましても、地方自治の置かれた状況を理解され、真の地方自治が実現されるようご協力をお願いいたします。

お知りになりたいことや疑問の点がありましたら、財務課財政係（内線2262）までおたずねください。